



2026年4月23日

各 位

会社名 株式会社エルテス
代表者名 代表取締役社長 菅原 貴弘
(コード番号：3967 東証グロース)
問合せ先 取締役経営戦略本部長 伊藤 豊
(TEL. 03-6550-9280)

監査等委員会設置会社への移行及び 定款の一部変更並びに役員人事に関するお知らせ

当社は、2026年4月23日開催の取締役会において、2026年5月28日開催予定の第15期定時株主総会の承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議いたしました。また、これに伴い定款の一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員候補者の選任議案を株主総会に付議することを決議いたしました。これら監査等委員会設置会社への移行、役員の変動で社外取締役が半数以上を占める体制を実現し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、「監査等委員会設置会社」へ移行することで、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制への強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行時期

2026年5月28日開催予定の第15期定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年5月28日（予定）
定款変更の効力発生日	2026年5月28日（予定）

3. 役員の異動について

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

氏名	新役職名	現役職名
菅原 貴弘	代表取締役社長	同左
伊藤 豊	取締役副社長 経営戦略本部長	同左
篠地 里百合	社外取締役	同左
古川 徳厚	社外取締役	—

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名
宮崎 園子	取締役 監査等委員	常勤監査役
本橋 広行	社外取締役 監査等委員	社外監査役
高橋 宜治	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
福本 哲也	補欠社外取締役 監査等委員	—

(4) 退任予定の取締役

氏名	現役職名
三川 剛	専務取締役

(5) 異動予定日

2026年5月28日

以 上

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役、取締役会、代表取締役</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p>(選任及び解任の方法)</p> <p>第19条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 (条文省略) (新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役、取締役会、代表取締役</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は7名以内とし、<u>監査等委員である取締役は3名以内とする。</u></p> <p>(選任及び解任の方法)</p> <p>第19条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 <u>取締役の選任については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>第24条 (条文省略) 第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略) 第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第29条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p><u>(選任及び解任の方法)</u> 第30条 当社の監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 監査役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2 取締役全員の同意があるときは、招集の通知を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第24条 (現行どおり) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第27条 (現行どおり) 第28条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第29条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p><u>第31条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第32条</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第30条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第31条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第32条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第33条</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第34条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p><u>第35条</u> <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第37条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第38条</u> (条文省略) <u>第39条</u> (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第40条～第43条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第33条</u> (現行どおり) <u>第34条</u> (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第35条～第38条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第8章 附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>附則第1条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第15期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社の第15期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前に、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に締結していた同法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>